

資料 2

○近江八幡市男女共同参画審議会規則

平成 24 年 3 月 30 日

規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、近江八幡市男女共同参画推進条例(平成 24 年近江八幡市条例第 2 号。以下「条例」という。)第 24 条第 5 項の規定に基づき近江八幡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び組織)

第 2 条 条例第 24 条第 4 項に定める委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、男女共同参画施策担当課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。